

川崎市社会福祉協議会  
第4期地域福祉活動推進計画目次

第1章 第4期地域福祉活動推進計画策定の趣旨

1	これまでの計画について	1
	(1) 第1期計画	
	(2) 第2期計画	
	(3) 第3期計画	
2	第4期計画策定の趣旨	2
	(1) 計画策定の趣旨	
	(2) 計画の役割と基本的性格	
3	計画期間	3
4	「川崎市・各区地域福祉計画」及び「各区社協地域福祉活動計画」との関係	4
	(1) 第5期川崎市・各区地域福祉計画との関係	
	(2) 各区社協地域福祉活動計画との関係	
5	計画の推進と評価	6
	(1) 計画の推進体制	
	(2) 進行管理と評価	

第2章 計画の基本理念、基本目標及び取組

1	基本理念	9
2	第4期地域福祉活動推進計画と組織経営計画との関係図	10
3	第4期計画事業体系図	11～12
4	基本目標及び取組	
	(1) 基本目標Ⅰ及び取組	13～15
	(2) 基本目標Ⅱ及び取組	16～28
	(3) 基本目標Ⅲ及び取組	29～37
	(4) 重点的取組	38～43

資料

1	各区社協地域福祉活動計画 理念一覧	45
2	「社協・生活支援活動強化方針」 ～地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言と 第2次アクションプラン～	46
3	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会第4期地域福祉活動推進計画策定の経過	47～48
4	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会第4期地域福祉活動推進計画策定委員 会設置要綱・委員名簿	49～52

# 第1章

## 第4期

### 地域福祉活動推進計画

#### 策定の趣旨

# 1 これまでの計画について

これまで、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では、第1期及び第2期の各5か年、第3期の6か年の地域福祉活動推進計画（以下「計画」という。）を策定し、事業を実施してまいりました。

## （1）第1期計画（2002年度～2006年度）

第1期計画では、3つの基本理念のもと8つの重点目標を掲げ、事業を224に区分し、展開方法を具体的に示し実施することにより、地域福祉の推進に一定の成果をあげることができました。

## （2）第2期計画（2007年度～2011年度）

第2期計画は、2005年3月に策定された「川崎市地域福祉計画」において求められた市社協の役割を踏まえ、基本理念である「住民参加による福祉のまちづくり」の実現に向け事業を実施するための「発展強化計画」として策定し、会員、組織等の見直しも図りながら、計画の着実な推進をしてまいりました。

## （3）第3期計画（2012年度～2017年度）

第3期計画は、これまでの2期にわたる「川崎市住民福祉協働プラン」の理念を継承し、次の4つの重点目標を掲げて計画の推進と普及に努めました。

- ① 市民の自発的な活動促進と参加拡大
- ② 生活基盤の強化につながる市民・行政との協働関係の構築
- ③ 会員間の協働関係の構築
- ④ 川崎市内の協議体・運動体としての課題提起

重点目標のもと、計画を3つのプランに構成して着実に取り組みました。

- ・計画の中長期展望の基本構想をまとめた「アピールプラン」
- ・アピールプランに基づき事業を遂行する「戦略プラン」
- ・組織、事業の効率的な展開を図る「整備プラン」

また、川崎市における地域福祉包括ケアシステムについて、行政施策と連携して取り組むために、川崎市地域福祉計画の計画期間（2014年度～2017年度）と同じく、本計画の期間を2017年度まで1年伸長（延長）しました。

## 2 第4期計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の趣旨

国は、今後の地域福祉の取組として、2016年7月に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、その中で2020年代初頭の「地域共生社会」の実現を目指しています。

川崎市においては、2015年3月に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、高齢者や障害者、子ども、子育て中の親など誰もが、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができるよう、川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいます。

こうした取組は、「子育てと介護を担うダブルケア」「生活保護世帯における貧困の連鎖」など、地域における複雑・多様化した福祉課題に対し、行政だけでなく地域住民や町内会・自治会、ボランティア・市民活動団体、事業者等による主体的な取組との連携を目的としています。

これまで社会福祉協議会（以下「社協」という）は、地域福祉を推進する中核的団体として、会員である地域住民、団体、組織と連携し、こうした課題解決の仕組みづくりに取り組んできましたが、更なる体制の充実を図る必要があります。

そこで本計画は、地域での支えあい活動の一層の充実とともに、分野・領域を横断したネットワークの強化により、川崎市の地域福祉活動を推進するため、今日の地域における福祉・生活課題に協働・連携で取り組む仕組みづくりに向けた民間の活動・行動計画として策定しました。

### (2) 計画の役割と基本的性格

第4期計画は、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画と位置付け、以下の役割と基本的性格を有するものとします。

- ① 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンを上位概念とした川崎市・各区地域福祉計画と連携を図りながら、地域住民、生活者の視点から地域福祉を推進する。
- ② 多種多様な団体、組織、専門職等とのネットワーク形成と協働による、地域福祉推進の総合的な支援体制を構築する。
- ③ 地域住民、民生委員児童委員、町内会・自治会、社会福祉法人、ボランティア・市民活動団体等の主体的な参加により、地域課題の解決、地域福祉の推進を目指していく取組を推進する。

### 3 計画期間

これまで（第1期～第3期）の本会の計画期間は5～6年間で、3年に1回中間見直しを実施してきましたが、今期計画については行政計画である川崎市地域福祉計画との連携をより強化するため、第5期川崎市地域福祉計画（2018年度～2020年度）に合わせた2020年度までの3年間とします。



## 4

## 「川崎市・各区地域福祉計画」及び「各区社協地域福祉活動計画」との関係

### (1) 第5期川崎市・各区地域福祉計画との関係

第5期川崎市地域福祉計画及び各区地域福祉計画は地域包括ケアシステム推進ビジョンを上位概念とし、各分野別の個別計画を横断的に繋げ、連携や整合性を図りながら、地域包括ケアシステムを構築していく計画として地域課題解決に向けた体制づくりを行っていくものと位置づけています。

本会では第4期計画の策定にあたり、これまでも市地域福祉計画との連携に努めてきましたが、効果的な地域福祉の推進に向け、機能と役割がお互いにより一層発揮できるよう、計画期間を合わせることや、理念の共有化等一体的な計画として策定し、両計画の連携を強化します。

### (2) 各区社協地域福祉活動計画との関係

各区社協では各区における地域・生活課題やニーズを基に計画を策定し、その計画に基づいて、区内の地域福祉を推進するための取組を進めています。

本計画は全市的な地域福祉の推進を図るとともに、各区社協における取組の充実、モデル的取組の情報発信、更には区社協へ先駆的取組の提案を行うなどにより、各区社協計画の推進を支援します。

市社協及び区社協の計画は相互に役割、機能を果たすことにより、住民主体の地域福祉をより一層推進することを目指します。

#### 【各区社協地域福祉活動計画の策定年度一覧（予定含む）】

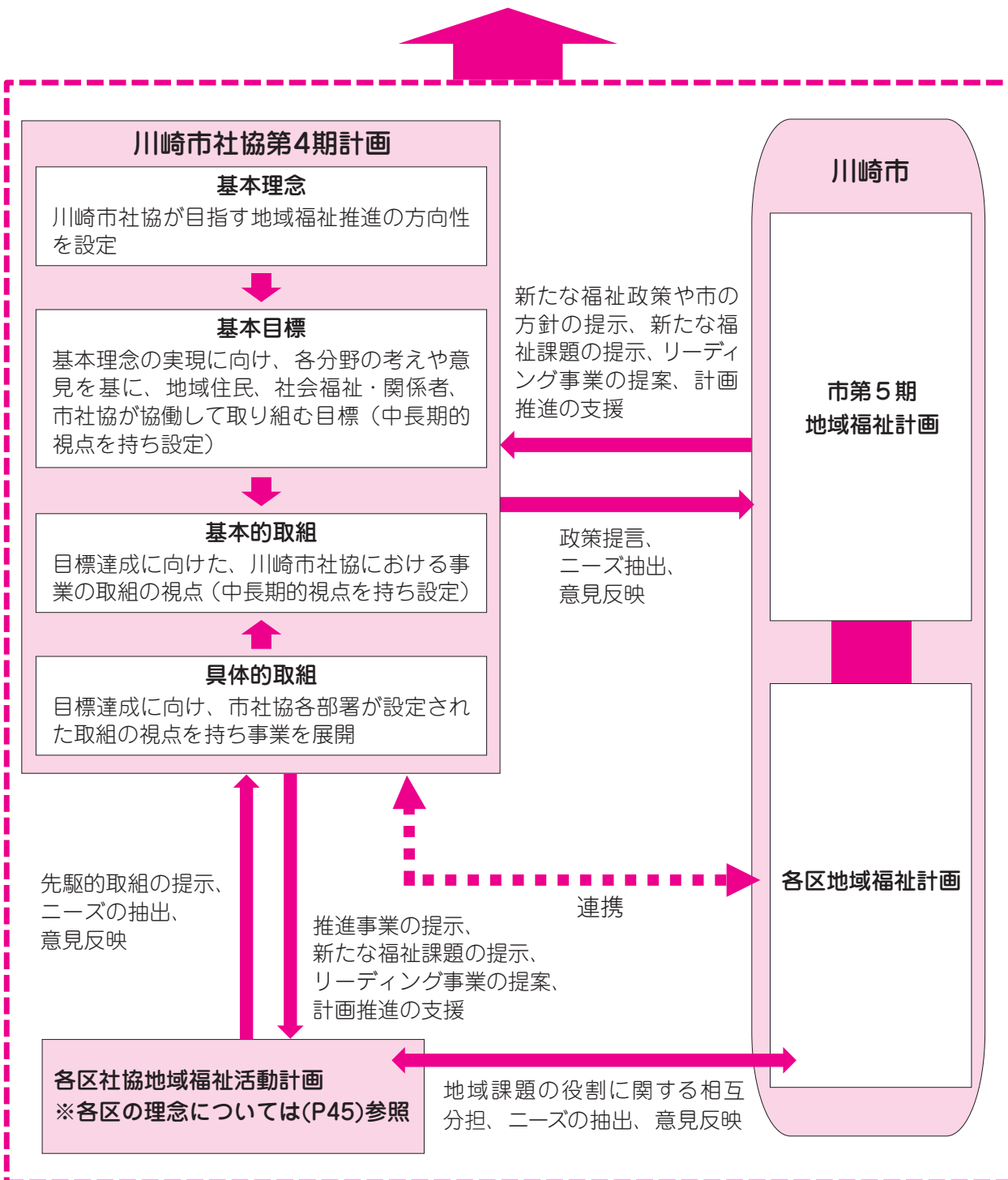
社協 \ 年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021～
市社協	第3期			第4期			第5期
川崎区	第3期			第4期			第5期
幸区	第3期			第4期			第5期
中原区	第3期						第4期
高津区	第3期			第4期			
宮前区	第3期						第4期
多摩区	第3期			第4期			
麻生区	第3期						第4期

※高津区、多摩区については、2020年度の中間見直しに合わせる。



# 【社協計画と行政計画との関係図】

## 市民、社会福祉関係者・団体



市社協計画における人材育成、研修の開催、災害への対応等、地域に対し全市的に取り組む事業については、各区地域福祉計画とも連携

## 5 計画の推進と評価

### (1) 計画の推進体制

本計画の進行管理・評価を行う推進体制として、「川崎市社会福祉協議会 地域福祉活動推進計画推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置します。

推進委員会は市社協会長の諮問機関として、本計画策定委員を含め関係機関団体、地域住民で構成します。

### (2) 進行管理と評価

計画は、効率的に実行し、評価を行った上で、改善・改良を加え次の計画につなげていくPDCA（計画→実行→評価→改善）サイクルが重要です。

推進委員会では計画の進捗状況の確認及び結果・成果を評価するとともに課題の検討等を行い、年度ごとに会長へ報告します。

会長は、計画の進捗状況及び評価の結果を年度ごとに理事会及び評議員会に報告します。

#### 参考：PDCAサイクル

